株式会社ＪＴＯＷＥＲ定款

平成２４年　５月２５日　作　　成
平成２５年　８月１２日　変　　更
平成２５年　８月２７日　変　　更
平成２６年　７月１１日　変　　更
平成２６年　９月２２日　変　　更
平成２７年１２月　４日　変　　更
平成２８年　４月　６日　変　　更
平成２８年１０月２４日　変　　更
平成２９年　３月３１日　変　　更
平成３０年　３月２６日　変　　更
平成３０年　６月２７日　変　　更
令和　元年　６月２６日　変　　更
令和　元年　８月１３日　変　　更
令和　元年　８月３０日　変　　更
令和　３年　６月２４日　変　　更
令和　４年　６月２４日　変　　更
令和　６年　６月２８日　変　　更
令和　７年　１月　９日　変　　更

定　　款

第１章　総　　則

（商　号）

第１条　　当会社は、株式会社ＪＴＯＷＥＲと称し、英文ではＪＴＯＷＥＲ　Ｉｎｃ．と表示する。

（目　的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．電気通信業
２．電気通信設備の工事の請負、保守の受託及び賃貸
３．電気通信システム及び情報処理システムの企画、開発、製造、販売及び賃貸並びに保守の受託
４．通信機器及びその周辺機器の企画、開発、製造、売買及び賃貸
５．ソフトウェアの企画、開発、製作、販売及び賃貸
６．電気通信システムを利用した楽曲、画像及び情報配信サービス並びに情報処理サービス
７．著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権、ノウハウその他の知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
８．不動産の賃貸、管理、保有及び運用
９．その他商業全般
１０．前各号の事業を営む企業に対する出資
１１．前各号に関する調査、企画、研究、開発、研修及びコンサルティングの受託
１２．投資助言・代理業
１３．投資ファンドの組成・管理・運営
１４．前各号に附帯又は関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機　関）

第４条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会
２．監査役
３．監査役会
４．会計監査人

（公告方法）

第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　　当会社の発行可能株式総数は、４４株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）
第８条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。
②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）
第９条　　当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招　集）
第 10 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
②当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

（招集権者及び議長）
第 11 条　株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。
②社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）
第 12 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
②会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第 13 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
②前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会議事録）
第 14 条　株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、株主総会の日から１０年間当会社の本店に備え置くものとする。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）
第 15 条　当会社の取締役は、３名以上とする。

（取締役の選任の方法）
第 16 条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。
②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）
第 17 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び役付取締役）
第 18 条　当会社は、取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役１名以上を定め、代表取締役の中から社長１名を定める。代表取締役が１名の場合は、当該代表取締役を社長とする。
②当会社は、取締役会の決議により、取締役の中から役付取締役若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第 19 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役の１名がこれを招集し、議長となる。
②代表取締役のいずれにも事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第20条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）
第 21 条　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 22 条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）
第 23 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

（報酬等）
第 24 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役との責任限定契約）
第 25 条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法４２５条第１項に定める最低責任限度額とする。

（取締役の責任の一部免除）
第 26 条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第４２３条第１項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第５章　執行役員

（執行役員）
第 27 条　当会社は、取締役会の決議により若干名の執行役員を置くことができる。

第６章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）
第 28 条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任の方法）
第 29 条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。
②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の　３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）
第 30 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）
第 31 条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第 32 条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）
第 33 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）
第 34 条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）
第 35 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役との責任限定契約）
第 36 条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、同法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法第４２５条第１項に定める最低責任限度額とする。

第７章　会計監査人

（会計監査人の選任）
第 37 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）
第 38 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第 39 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第８章　計　　算

（事業年度）
第 40 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（剰余金の配当の基準日）
第 41 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第 42 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第 43 条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。